

入会・退会に関する規程

公益社団法人 日本オリエンタリング協会
総務委員会

(目的)

- 第1条 この規程は、公益社団法人日本オリエンタリング協会(以下「本協会」という) 定款第7条、第8条、第9条および第12条に定める規程に基づき、本協会の会員に関して必要な事項を定めるものである。

(入会等の手続き)

- 第2条 正会員の入会は、定款第6条第1項第1号の会員の申請を受け、本規程の定めるところによる。
- 2 賛助会員の入会は、定款第6条第1項第2号の申請を受け、本規程の定めるところによる。
- 3 定款第7条に定める入会の申込は、様式1の入会申込書を持って行う。

(正会員の公表及び個人情報の保護)

- 第3条 本協会は、前条第1項に定める事項を整理した「会員紹介」を作成し、正会員に配布する。
- 2 「会員紹介」の内容に変更があった場合は、正会員に変更内容を連絡するものとする。
- 3 本協会並びに「会員紹介」の配布を受けた正会員は、別に定める個人情報保護理念及び個人情報管理規程により、個人情報を保護しなければならない。

(名簿への登録)

- 第4条 理事会により入会を認められた正会員は、本協会の社員名簿に登録する。社員名簿は本協会の事務局で保管する。
- 2 正会員の社員名簿への登録に当たっては、各会員は1つの単位団体からのみ登録することができる。
- 3 入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、正会員はその事項を速やかに本協会の会長に届け出なければならない。
- 4 入会された賛助会員は、本協会の会員名簿に登録する。会員名簿は本協会の事務局で保管する。

(入会金)

- 第5条 定款第8条に定める入会金は、以下のとおりとする。
- 正会員 500,000 円
- 2 賛助会員については、入会金を要しない。

(会費)

- 第6条 定款第8条に定める会費は、以下のとおりとする。
- | | | |
|-----|-----------|----------|
| (1) | 正会員 | 100,000円 |
| (2) | 賛助会員 団体1口 | 10,000円 |
| | 個人1口 | 5,000 円 |

(会費の納入)

- 第7条 正会員はその事業年度の会費を、賛助会員は会費を所定の方法により納入しなければならない。
- 2 本協会は、会員から入会金及び会費が納入された場合、領収書を発行しなければならない。但し、入会金及び会費が金融機関から振込の方法により納入された場合は、領収書の交付を省くことができる。
- 3 会員から入会金及び会費が納入された場合、台帳に記載しなければならない。

(会費の使途)

第 8 条 第 5 条の入会金及び第 6 条の会費は、当該年度の法人会計事業に使用する。

(会員の義務)

第 9 条 正会員は、定款の目的を達成するため、オリエンテーリング普及の活動に努めなければならない。
2 正会員は、前項の活動を行うに当たっては、諸法令の定めに従うほか、本協会の定款、及び諸規程を遵守しなければならない。

(会員の権利)

第 10 条 会員はオリエンテーリングを普及する喜びを享受するほか、次の各号に定める本協会の事業の対象となる権利を有する。
(1) 機関紙の配布
(2) 各種情報及び資料の提供
(3) 表彰規程による表彰

(退会)

第 11 条 正会員が退会しようとするときには、退会届（様式 2）を提出しなければならない。

(復活会員)

第 12 条 過去に退会届を提出し退会した正会員と同一名称で再入会を希望する場合（以下「復活会員」という）は、以下のとおりとする。
(1) 総務委員会は、復活会員が退会届を出した時点の組織の承継組織であるかを調査し、判断する。
(2) 承継組織である場合は、入会金を免除する。
(3) 承継組織である場合で、退会前に会費の未納がある場合は、復活会員はその未納分を納めなければならない。
(4) 承継組織でない場合は、入会金について納めなければならない。
(5) 承継組織でない場合は、退会前に会費の未納がある場合でも、復活会員はその未納分を免除する。
2 前項第 2 号で、退会前に入会金の未納がある場合は、その扱いは理事会に判断を委ねる。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

- 1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした平成 24 年 6 月 5 日から施行する。
- 2 令和 8 年 9 月 5 日改訂し、施行する。

入 会 申 込 書

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会 様

年 月 日

団体（又は個人）名

〒 ー
所在地

代表電話 F A X

メールアドレス

代表者氏名 役職

事務連絡先（賛助会員「個人」の場合は不要）

氏名	役職
〒 ー 住所	
電話	F A X
メールアドレス	
会費請求書及び資料等の送付先	
〒 ー 住所 受取人名	

添付書類 団体の規約又は会則（賛助会員の場合は不要）

誓約書

入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、社員総会及び理事会の決定に従います

代表者氏名 印

参照	団体(法人)正会員及び賛助会員の場合の年会費額
(1)	正会員 100,000円
(2)	賛助会員 団体 1 口 10,000円
	個人 1 口 5,000 円

様式 2

退 会 届

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会 様

退会に際しての理由

年 月 日

団体（法人）名

所在地

代表者氏名

印